

1 水道事業運営研究会(末端)

設置年月	平成26年8月
設置目的	・水道事業を取り巻く厳しい環境※を踏まえ、地域におけるふさわしい水道事業のあり方を研究(※人口減少に伴う水需要・給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など) ・将来の広域化を見据え、関係市町村とともに業務の共同化・連携について研究
構成員等	座長:企業局水道事業課長 ・3市1町:長野市、上田市、千曲市、坂城町の水道担当課長 ・企業局:水道事業課長、上田・川中島水道管理事務所の課長
分科会	・各事業体の実務担当者による4分科会を設置 ( )内は座長 > 広域防災体制(企業局) > 施設・給水エリア(企業局) > 料金徴収(上田市) > 水質検査(長野市)
29年度の主な取組	・熊本地震の発生等を踏まえ、「災害時連携協定」を締結(H29年7月)し、災害時における役割分担や情報共有体制の確保を明確化 ・災害時連携協定に基づく合同防災訓練の実施(H29年11月)

2 県営水道(用水供給)事業形態等検討会

設置年月	平成21年10月
設置目的	・県が行う用水供給事業と市町村が行う末端給水の二層構造の現状を踏まえ、今後の事業形態等を具体的に検討 ・受水2市1村と企業局の連携強化を図るための取組について検討
構成員等	会長:企業局長 ・2市1村:松本市上下水道局長、塩尻市水道事業部長、山形村建設水道課長 ・企業局:企業局長、松塩水道用水管理事務所長
作業部会	・各事業体の実務担当者による作業部会を設置 部会長:企業局水道事業課長 ・2市1村:松本市、塩尻市、山形村の末端給水事業を担当する者 ・企業局:水道事業を担当する者
29年度の主な取組	・「災害時連携協定」を締結(H30年1月)し、災害時における役割分担等を明確化して、受水市村の応急給水支援体制の整備を規定

3 「災害時連携協定」の締結 <共同・連携の成果第一弾> (末端: H29.7.26 用水: H30.1.25)

《背景・課題》

- いつ発生してもおかしくない大規模地震への対応
  - ・糸魚川-静岡構造線断層帯の地域内に経営区域が存在
  - ・熊本地震における深刻な水道施設被害
- 企業局と関係市町村の関係
  - ・1つの自治体に2つの水道事業体(長野市、千曲市、上田市)
  - ・水道用水を複数の市村に供給(松本市、塩尻市、山形村)

項目	主な内容	
情報共有	共通	企業局と市町村水道部局は、災害時に必要な情報を共有
応急給水	末端	企業局は、災害時に市町村の応急対策方針を踏まえて、応急給水活動を実施 市町村水道部局は、そのための調整を実施
	用水	企業局は、災害時に市村が応急給水活動を実施するため「応急給水設備」を整備
施設利用	末端	企業局と市町村水道部局は、応急給水のための施設を相互利用
	用水	受水市村は、応急給水のために「応急給水設備」を使用することができる。
広報活動	共通	効果的な広報への協力

4 『災害時連携協定』に基づく水道事業合同防災訓練(末端)

項目	内容
日時 / 場所	平成29年11月28日 8時45分~正午 / 千曲市白鳥園 多目的広場 等
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報共有・情報伝達 企業局・被災各市町・県水道協議会で災害情報の共有・応援要請方法を確認</li> <li>○ (新) 先遣隊の派遣(長野市) [役割] 現地対策本部からの被災情報の情報収集、必要な応急給水支援要請</li> <li>○ 応急給水訓練 [給水車による応急給水] 全5台で各地に応急給水</li> <li>○ (新) 施設の相互利用訓練 「安心の蛇口」を利用した給水車への补水</li> </ul>



5 受水市村への『応急給水設備』の整備 (H30)

予算額: 5,692千円

